第明治三十五種郵便物認可



⑵　ところで，憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと，司法部により議員定数の配分が違憲状態であるとされた場合は，早期にその是正を図るための措置を執ることは，国会としての憲法上の責務というべきである。他方，違憲状態にまでは至っていないとされた場合には，較差の是正が責務となっているとまではいえないが，投票価値の平等を目指すことは憲法の趣旨に沿うものであるから，国会としては，あるべき選挙制度を考えていく過程で較差の縮小を検討していくべきであり，また，そのような対応で足りよう。そうすると，司法部が上記２件の大法廷判決において国会に対して一定の対応を求める付言を加えたことの意味が問題になる。

この点は，三権の一翼を担う司法部として，「国民の意思を適正に反映する選挙制度が民主政治の基盤であり，投票価値の平等が憲法上の要請であること」（平成21年大法廷判決理由５参照）を重要な前提にして，大きな較差が長期間にわたって継続し，その是正措置が進んでいないという状況を踏まえ，国会に対しその縮小を検討すべき較差が存在していることを，警告的な意味で注意喚起したものといえる。

⑶　他方，上記３件目の平成24年大法廷判決では，国会において投票価値の較差縮小に向けて制度の仕組みを見直す必要がある旨を指摘するという説示を加えているが，その憲法上の意味は大きく異なるものである。すなわち，平成24年大法廷判決は，対象となる選挙時点での投票価値の不均衡は，もはや看過し得ない程度に達し，違憲状態に至っていたとしている。もっとも，これを是正するために必要とされる期間や是正に向けた国会の取組の状況等から，対象となる選挙時点までに定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えたとはいえないので結論としては定数配分規定が違憲であるとまではしなかったものの，当時の投票価値の較差が違憲状態であるという厳しい判断を示しているのである。そうすると，国会としては，平成24年大法廷判決によって早期にその是正を図るべき憲法上の責務を負ったものであり，司法部の上記の説示は，もはや単なる注意喚起ではなく，国会の裁量権行使の方向性に言及した上で，国会に対してこの憲法上の責務を合理的期間内に果たすべきことを求めたものというべきである。そして，国会は，この時点で，較差是正の憲法上の責務を負っていることを知ったといえるので，以後この方向での立法裁量権を行使していかなければならないこととなる。

２⑴　国会においては，平成24年大法廷判決の対象である平成22年７月施行の参議院議員通常選挙後である同24年８月に公職選挙法の一部改正法案（平成24年改正法案）が提出され，そこではいわゆる４増４減の改定案が採られたが，これによっても同22年10月実施の国勢調査結果に基づく選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は１対4.75にとどまり，是正策としては不十分なものであった。平成24年大法廷判決は，同年10月17日に言い渡され，最大較差１対5.00を違憲状態としたが，国会は，その判決の結果を認識した後である同年11月16日にそれ以上の手を加えることなくこの法案を平成24年改正法として成立させている。そうすると，平成24年改正法を成立させたということは，平成24年大法廷判決が国会に対して示した較差是正のための憲法上の責務を踏まえて，国会において一定の対応をしたものといえる。

そこでの４増４減の措置は，平成24年大法廷判決の理由４⑶後段で「単に４選挙区で定数を４増４減するものにとどまる」との評価が既にされていたものであるが，改正法の附則３項の「（検討）」においては，「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて，参議院の在り方，選挙区間における議員１人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い，結論を得るものとする。」とされている。この附則の意味は，平成24年大法廷判決が早期の是正措置を執るべきことを憲法上の責務として示したことを受けて，国会が，上記４増４減の当面の暫定措置のほか，自ら期限を切って，憲法上の責務を果たすという意思を表明したものであり，事柄の重大性等に鑑み，国会として司法部の憲法判断に真摯に対応することを宣明したものとして，高く評価されるべきものというべきである。

⑵　本件選挙は，平成24年改正法の成立の約９か月後に施行され，そこでの投票価値の較差は，本件の多数意見の判示するとおり，依然として違憲状態にあるといわざるを得ないが，国会は，既に自ら期限を切って憲法上の責務の履行として是正措置を執ることを上記附則において宣明したのであり，その結果，都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ違憲状態を解消する対応を採ることが，法的に義務付けられている状態（更にいえば自ら法的に義務付けた状態）にあるといえよう。

現時点では，参議院の選挙制度協議会等で平成28年の参議院議員通常選挙から新選挙制度を適用するとの「工程表」に基づき，選挙制度の仕組みの見直しに向けた検討が行われているが，この点については憲法における二院制の本質的な機能・役割を踏まえた参議院の在り方，そして，今日の社会的・政治的状況を踏まえた衆参両議院議員の選挙制度等のあるべき姿など制度の本質的な点をも含む検討をも行うのであれば十分な検討時間を確保する必要があろう（そのためには，選挙制度の法原理的観点からの吟味，二院制に関する政治哲学，諸外国の二院制議会の現状分析と評価，グローバルな視点を保持した上での我が国の社会や産業等の構造的な分析等を踏まえた上で，二院制に係る憲法の趣旨や参議院の役割・機能を捉えた制度設計が求められるものというべきである。この点につき，平成24年大法廷判決の当職の補足意見参照）。しかし，平成24年大法廷判決及び本件大法廷判決の判示を受けた後は，平成24年改正法附則３項は，遅くとも，平成28年の参議院議員通常選挙の施行までの間に，少なくとも，投票価値の較差是正という違憲状態解消のための制度的見直しを実現していくことを最優先事項としたものと思われる。そして，これは，紛れもなく，憲法上の責務の履行であるから，このことをしっかりと踏まえた着実な対応，すなわち制度の見直しの実現が求められるところである。

３⑴　多数意見は，判決理由２⑸において，本件選挙後の事情として，上記工程表を踏まえ，参議院の選挙制度協議会等における選挙制度の仕組みの見直しをめぐる検討状況を摘示し，判決理由４⑵イでは，このような国会での検討は，平成24年大法廷判決の趣旨に沿った方向で進められていたと判示した上で，これらの事情をも考慮した上で，本件選挙までに較差是正がされなかったとしても国会の裁量権の限界を超えるものではないと結論付けている。ここで摘示されている本件選挙後の国会の検討状況は，本件選挙時点を合憲性判断の基準時とする以上，基準時後の事情であって，本来その判断における直接の考慮要素にはならない。しかし，上記摘示の事情は，本件選挙前に示されていた上記工程表が，単に形だけのものではなく，その後も引き続きそれに従った検討が続けられてきていることからして，当初から国会としては平成24年大法廷判決の趣旨に沿った較差是正の姿勢を有していたことの裏付けとなるものであり，そのような間接的な事情として参酌されるものといえる。他方で，これから行われる是正のための努力も含め，平成24年改正法附則３項に基づく制度改正のための国会における一連の検討状況とその結果としての改正内容は，次回の平成28年施行の参議院議員通常選挙における定数配分規定の憲法適合性との関係においては，違憲状態か否か，国会の立法裁量権の限界を超えるものかどうかについての司法判断の直接的な考慮要素となる重要な事項であるといえよう。

また，本件の多数意見は，平成24年大法廷判決と同様に，限られた議員定数の枠内では，偶数配分を前提に，都道府県を各選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲状態が解消される必要がある旨を説示しているが，この説示は，本件選挙時点の較差は，このような現行の選挙制度の仕組みの下における一部の選挙区の定数の増減によってでは違憲状態が解消されない程度の大きなものとなっていることを示したものであり，逆にいえば，違憲状態の評価を脱するためには現状の較差の大幅な縮小がされなければならないのである。

なお，参議院の選挙区選出議員の選挙制度については，衆議院議員の選挙とは異なり，都道府県を単位とする地域代表的な性格を有するものとすることに合理性があり，半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分等を前提とする以上，選挙区間である程度の投票価値の較差が生ずるのはやむを得ないとする見解がないではない。しかし，参議院議員の選挙制度には地域代表的性格を保有させるべきであるという見解は，政策的観点からは相応の合理性は認められるが，それは憲法上の要請ではなく，投票価値の平等という憲法上の原則を支える人口比例原則に優越するものではないというべきである（この点につき，平成24年大法廷判決の当職の補足意見参照）。

⑵　平成24年改正法附則３項に基づく制度改正においては，これらの点を十分に考慮に入れた国会の適切な裁量権の行使が求められるところであり，私としては，国権の最高機関たる国会において，自ら設定した期限までに制度の仕組みの見直しを内容とする抜本的な改革がされることを，今後の進捗状況を含めて期待をもって注視していきたいと考えている。